

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 藤沢市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.6%
全職員	73.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	98.2%
所長級	90.7%
課長級	98.4%
課長補佐級	95.5%
主査・上級主査級	92.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.4%
31～35年	90.8%
26～30年	87.9%
21～25年	86.1%
16～20年	90.3%
11～15年	89.7%
6～10年	80.3%
1～5年	78.3%

【説明欄】

・一部の職員（会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、年度途中の採用・退職をした職員）については、職員の勤務時間、勤務期間に応じて、平均給与額の計算のもととなる職員数を換算しています。

（例）通常の勤務時間（週 38 時間 45 分）の半分の勤務時間の職員がいた場合、人数を 0.5 人、10 月 1 日採用の職員（年度末まで勤務）がいた場合も人数を 0.5 人と換算しています。

●男女の給与差異が生じる要因としては、次の内容等が考えられます。

・他の職種に比べて給与水準の高い医師において、職員に占める男性の割合が 72.6%であること

・管理職職員に占める男性の割合が 73.8%、扶養手当受給額に占める男性の割合が 84.6%であること

・相対的に給与水準に低い短時間勤務会計年度任用職員のうち、83.5%が女性であること

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、他の職種にくらべて給与水準が高い看護保健職員（病院看護師、病院助産師、夜勤専従看護師）に占める女性の割合が 99.1%であること

●2（1）役職段階別の男女の給与差異のうち、部長級職員の値が 98.2%である理由
女性の部長級職員の中には、比較的給与額が高い医療職給料表（1）適用の職員が含まれているため。

●2（1）役職段階別の男女の給与差異のうち、課長級職員の値が 98.4%である理由
課長級職員全体における女性職員の比率が約 20.7%であるのに対し、課長級職員のうち、比較的給与額が高い医療職給料表（1）適用の職員における女性職員の比率は約 30.

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。